

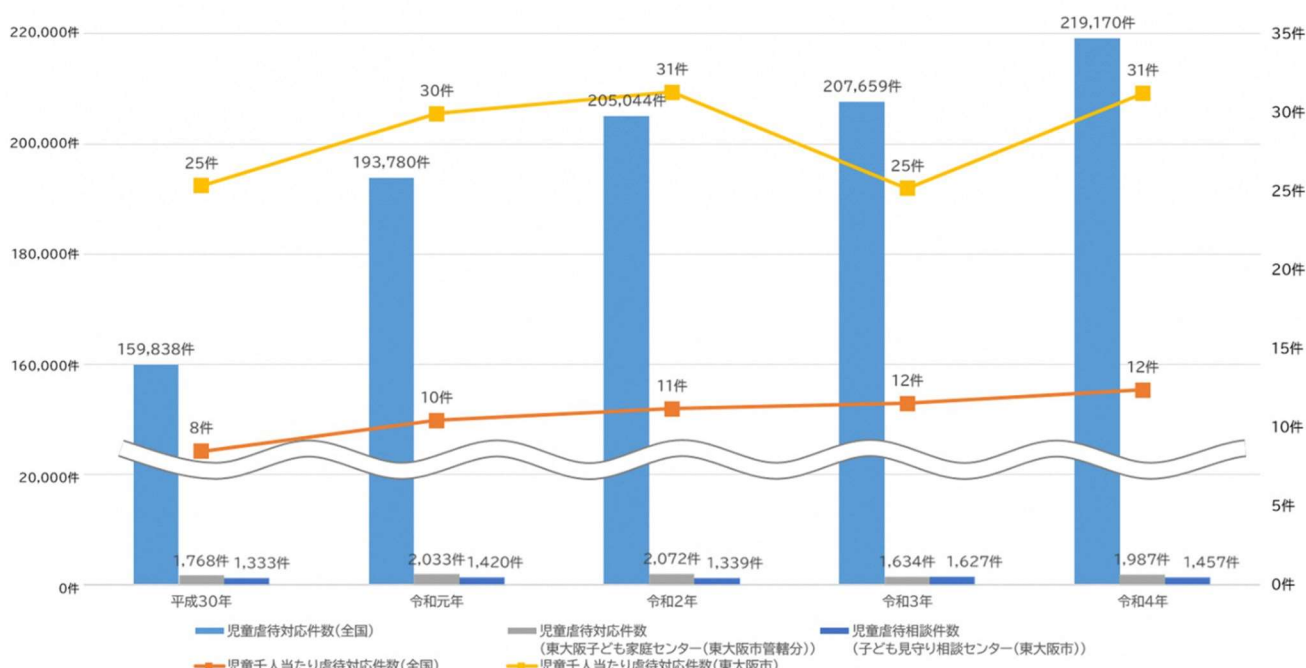
第2章（仮称）こどもセンターの基本計画

1. 児童相談所設置の背景

（1）本市児童虐待相談対応件数の増加

本市の児童虐待相談対応件数は、全国の傾向と同じく増加傾向にあり、児童虐待相談対応の体制の強化が必要な状況です。

【図表2】児童虐待相談対応件数の推移(全国・東大阪市)



【出典】

- ・児童人口:総務省統計局「人口統計」(各年10月1日現在)
- ・児童虐待対応件数(全国):厚生労働省公表データ
- ・児童虐待対応件数(東大阪子ども家庭センター(東大阪市長轄分)):大阪府データ

（2）大阪府との分担・連携のしくみにおける課題

本市における児童虐待相談対応は、現在、虐待の程度が重度の場合は大阪府(子ども家庭センター＝児童相談所)が、中度及び軽度の場合は市(子ども見守り相談センター＝子ども家庭総合支援拠点)が担当し、連携して支援にあたっていますが、虐待の程度は変化するものであり、そのたびに担当を(府から市へ、市から府へ)変更することになります。また、深刻な状況にある子どもの保護や支援を担っているところ(府)と虐待予防策の企画・実施を担うところ(市)が異なることから、支援と施策展開が一体的に取り組めておらず、切れ目や分離が生じることで、リスクの高まりに繋がってしまうおそれがあるという課題が存在します。

児童虐待の課題にとどまらず、家庭で暮らすことが難しい子どもの支援については、現在市ではかかわることがほとんどなく、その子どもたちの背景にある事情や、施設や里親家庭での生活の実情について支

援経験を通じて理解するということが難しい状況にあり、本市の全ての子どもの権利を尊重し、実現するまちをめざすという基本理念から考えたとき、現状はまだまだ認識できていない大事なことが数多くある段階と言えます。

障害児・者の支援においても、現在の制度上、障害児の入所施設による支援は大阪府、通所による支援は市、障害者の支援は市、療育手帳の取得のための申請窓口は市、判定は大阪府(子どもの場合は子ども家庭センター)というように、利用するサービスや年齢、手続きの場面によって実施する機関が異なるという現状があります。

本市が児童相談所を設置することにより、現在市では担当していない重度の虐待に関する相談支援を含めた全ての子どもに関する相談支援を市で担い、子ども達のより安心な暮らしを確保するとともに、そこから見える子どもたちの状況と課題を、虐待の予防に資する子育て支援策等の子どもに関わる施策に反映し、本市の子どもと家庭に関する支援を抜本的に強化する体制を構築します。

(3) 中核市・特別区における児童相談所設置の流れ

児童相談所は都道府県、政令指定都市に設置義務がありますが、平成18年からは個別に政令で指定する都市(中核市を想定)、平成28年からは特別区でも設置が可能となりました。

令和6年3月時点で、中核市では金沢市、横須賀市、明石市、奈良市の4市、特別区では江戸川区、世田谷区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区の8区に児童相談所が設置されていますが、現在も多くの中核市、特別区において児童相談所の設置が検討されています。

国においても、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、設置に係る支援その他必要な措置を講ずるとされており、児童相談所の設置をめざす中核市・特別区に対し、人材確保・育成や、施設整備等に関する財政面ならびに制度・運営面における支援が実施されています。

【図表3】中核市・特別区の児童相談所設置状況(設置予定を含む)

設置主体		供用開始日	設置主体		供用開始日
中核市	金沢市	平成18年4月1日	特別区	江戸川区	令和2年4月1日
	横須賀市	平成18年4月1日		世田谷区	令和2年4月1日
	明石市	平成31年4月1日		荒川区	令和2年7月1日
	奈良市	令和4年4月1日		港区	令和3年4月1日
	高崎市	令和7年度(予定)		中野区	令和4年4月1日
	豊中市	令和7年度(予定)		板橋区	令和4年7月1日
	船橋市	令和8年4月(予定)		豊島区	令和5年2月1日
	尼崎市	令和8年度(予定)		葛飾区	令和5年10月1日
	柏市	令和8年度中(予定)		品川区	令和6年10月(予定)
		文京区		令和7年度(予定)	
		江東区		令和7年度以降(予定)	
		杉並区		令和8年11月(予定)	
		北区		令和8年(予定)	
		大田区		令和8年度中(予定)	

2. (仮称) こどもセンターの基本方針

(1) (仮称) こどもセンター設置の目的

本市では、(仮称)こどもセンターの整備により、以下のようなまちの姿をめざします。

【図表4】めざすまちの姿

- 子どもたちが安心して夢や希望を持って成長できるまち
東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまちをめざす
- みんなで子どもたちを育むまち
子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす
- 児童虐待のないまち
当事者である子どもや家庭の事情や気持ちに向き合い、東大阪市の現実に即した虐待予防の施策を展開し、地域とともに児童虐待のないまちをめざす

(仮称)こどもセンター設置の目的は、図表4に掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けて、児童相談所を核に、あわせて展開する子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能と一体となり、子どもと家庭に関わる様々な地域の活動や資源とのネットワークの要となって、子どもの権利を尊重・実現し、その成長と幸せを支える拠点としての役割を果たすことです。

この目的の実現に向けた取り組みの方向性として、(仮称)こどもセンターの運営においては、子どもたち一人一人の自立支援と、共生のまちづくりをめざした取り組みを行うこと、また、相談と施策が一体となったサイクルを実現し、連続的で切れ目のない支援を実現することをめざして各機能が連携することを大事にします。

1) 自立と共生の関係を築く支援と共生のまちづくり

本市では、子どもたちの未来に向けてめざしていく「自立」と「自立支援」について、すべての子どもたちの自立と共生の関係を築く支援、自分でできないときは助けを求め、受け入れることができることも含めた「自立」をめざし支援するものと考えています。それを実現するためには、あわせて共生のまちづくりを進めていくことも必要です。

(仮称)こどもセンターにおいては、めざす「自立」の考え方に基づいて、一人一人の子どもたちの未来に向けた支援を行い、同時に、関係機関・団体・地域活動・資源とのネットワークづくりや資源開発などを通じて共生のまちづくりをめざします。

2) 相談と施策が一体となったサイクルを動かし、連続的で切れ目のない支援を実現するための取り組み

(仮称)こどもセンターにおいては、連続的で切れ目のない支援の実現、支援を必要とする子ども

もの現状や課題を子育て施策等の幅広く子どもと家庭を支える取り組みにフィードバックするサイクルの実現をめざし、その中心的な役割を果たすため、以下の取り組みを進めます。

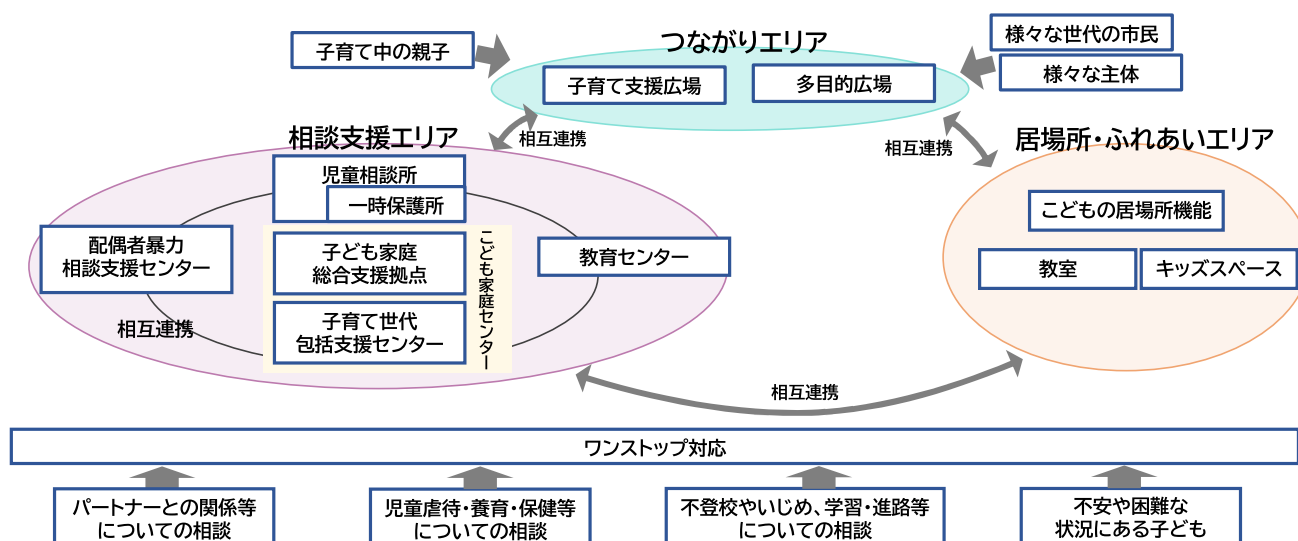
- 児童相談所機能とこども家庭センター機能の一体的な運営を行うとともに、市関係部署及び関係機関との連携を強化すること
- 社会的養護による支援をはじめ子どもの支援を行う中でその置かれた状況や課題をていねいに把握し、今後の支援や施策に生かせるように継続的に検証を行うこと

(2) (仮称) こどもセンターのコンセプト

(仮称)こどもセンターは、児童相談所やこども家庭センターをはじめとする相談機能を集約し、ワンストップで対応する「相談支援エリア」、相談支援エリアと相互に連携しつつ、主に不安や困難な状況にある子どもの居場所となる子どもの居場所機能や、子どもや保護者を対象とした様々な教室・活動を行う「居場所・ふれあいエリア」、交流や体験により子どもと家庭を支える子育て支援広場や多目的広場を持ち、他のエリアや図書館機能との双方向利用によって当施設の特徴を生む「つながりエリア」で構成します。

子どもや保護者にとって、居心地のよい場所でもあり、かつ専門的な相談や支援にスムーズにつなげることのできる施設をめざします。

【図表5】(仮称)こどもセンターの施設イメージ



(3) 令和4年改正児童福祉法を踏まえた検討

本施設は、令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」に沿った施設整備ならびに管理運営を行う必要があります。

本施設の整備段階で検討が必要な事項、施設の完成を待たずに実施する事項、児童相談所の開設に向けて準備を進める事項など、内容に応じて、段階的かつ計画的に取り組みを進めます。

【図表6】 令和4年改正児童福祉法

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務となります。また、「子育て世帯訪問支援事業」（訪問による生活の支援）、「児童育成支援拠点事業」（学校や家以外の子どもの居場所支援）、「親子関係形成支援事業」（親子関係の構築に向けた支援）を行うこと、「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」を拡充することが新たに求められています。
一時保護所および児童相談所による児童への処遇や支援の質の向上
一時保護所の設備・運営については、内閣府令で定められた基準に則ることが求められます。一時保護所の職員やその数、居室の面積、児童の処遇や安全確保等について定められます。
児童の意見聴取等の仕組みの整備
児童を一時保護する場合や解除する場合、措置や措置変更、措置停止等を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見や意向を勘案するため、意見聴取を行わなければなりません。
一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
児童を一時保護する場合には、親権者の同意がある場合を除き、事前または一時保護を開始した日から7日以内に、裁判官に一時保護状を請求しなければなりません。

3. (仮称) こどもセンターの導入機能

(仮称)こどもセンターに導入する機能は以下のとおりです。

【図表7】(仮称)こどもセンターの導入機能

エリア		導入機能	概要
相談支援 エリア	相談機能	児童相談所	子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭の問題やニーズに応じて援助を行い、子どもの福祉を図り権利を擁護する機関
		こども家庭センター	子育て世代包括支援センター(はぐくむ)と子ども家庭総合支援拠点(子ども見守り相談センター)を一体化した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関
		配偶者暴力相談支援センター(DV相談室)	DV被害で悩まれている方の相談窓口
		教育センター	子どもの養育や教育、発達、不登校等に関する相談窓口
	一時保護所	子どもの生命の安全を確保し、その状況や事情を把握して支援の検討につなげる機関	
居場所・ふれあいエリア	子どもの居場所機能	主に困難な状況にある小学校高学年～中高生が安心して過ごせる居場所になるスペース	
	教室	療育教室やペアレントトレーニング等の教室、子ども向けのサポートプログラム等を行うスペース	
	キッズスペース	相談や教室参加で来所した親子が待ち時間に利用できるスペース	
つながりエリア※	子育て支援広場	子育て中の親子などが気軽に訪れ、遊びや保護者同士の交流を通して、子どもは楽しい体験をし、保護者は子育てのヒントを得たり、悩みを共有し、ほっとできる場所 必要に応じ相談機能につなぐ 遊び場、子育て講習会などの場所、子どもの一時預かり機能をもつ	
	多目的広場	子どもの主体的な活動をはじめ、みんなで子どもたちを育むまちづくりの拠点として、子どもをキーワードとした様々な活動が様々な世代や主体により展開される、情報発信やイベント開催、ネットワーク構築の場とし、子どもや保護者が、それを体験し、自分に合った活動を見つけ、つながるきっかけとなる場所	
	カフェコーナー	施設利用者が休憩、飲食、読書することなどができ、施設の居心地を高める効果を持つスペース	

※つながりエリアは、(仮称)こどもセンターの一部であるとともに、図書館機能との双方向利用を図り、相乗効果によって当施設の特徴を生むエリアとして想定しています。(第4章参照)

(1) 児童相談所

児童相談所は以下の基本的機能を担います。

【図表8】 児童相談所の基本的機能

機能	内容
相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能

① 相談部門

児童相談所の機能のうち「相談機能」「措置機能」については、児童福祉司や児童心理司、その他児童相談所運営指針に定められた職員を配置した「相談部門」として体制を構築します。相談部門は、本センターに設置することも家庭センターがもつ相談機能と一体的な運営を行い、配偶者暴力相談支援センター、教育センターがもつ相談機能と相互に連携することで、様々な相談に対応し、円滑に支援につなげるワンストップ型の相談体制を実現します。

なお、現時点での児童相談所相談部門における職員数の想定は、法令上の基準に基づき令和元年度実績で試算した職員数であり、開設時の配置人数については、児童相談所開設の前々年度の実績に基づき算定し、決定します。医師、弁護士など一部を除いては原則、正規職員での配置を想定しており、今後、業務内容及び実施方法を具体的検討の上、必要な職員体制を構築します。

【図表9】 児童相談所相談部門をはじめとした相談機能の想定職員数

区分	職員数
児童相談所(一時保護所除く)	100人
管理職(所長・部門長)	5人
児童福祉司	57人
児童心理司	28人
医師	1人
保健師	1人
弁護士	1人
事務職	7人
こども家庭センター	45人
配偶者暴力相談支援センター	5~7人
教育センター	9人
その他必要な専門職員等	
合計	約210人

※人数については整備基本構想時の想定

② 一時保護所

児童相談所の機能うち、「一時保護機能」は、相談援助活動の中で、子どもの安全確保やアセスメント等が必要な場合に行うものであり、令和4年度に大阪府の子ども家庭センター(児童相談所)で一時保護された児童のうち、本市児童は283人となっています。本市の子どもの安全を確保するとともに、必要なアセスメントを行い、適切な支援につなげるため、本市の児童相談所には一時保護所を設置します。

一時保護所の定員数は、本市における令和4年度の1日あたりの平均保護児童数(乳児院への委託児童を除く)が約23.8人であることから、「非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである」との専門家の意見なども踏まえ、定員40人(学齢児男女各17名、幼児6名)とします。

【図表10】本市の一時保護児童数の推移

		R2	R3	R4
一時保護開始件数		235人	215人	283人
	うち所内	133人	127人	154人
	うち委託	102人	88人	129人
一時保護延べ日数		6,971日	5,474日	9,843日
	うち所内	2,797日	2,300日	4,215日
	うち委託	4,174日	3,174日	5,628日

出典:大阪府データ

一時保護所の職員体制については、令和4年の児童福祉法改正により新しく定められる、一時保護所の設備・運営基準に基づき配置します。

職員は原則、正規職員を想定しており、今後、業務内容及び実施方法を具体的に検討の上、必要な勤務体制を構築します。

【図表11】一時保護所の想定職員体制

職種	職員数
一時保護所	56人
所長	1人
児童指導員・保育士	44人
心理療法担当職員	3人
栄養士	1人
医師	1人
看護師	2人
学習指導員	4人
その他必要な専門職員等	

※人数については整備基本構想時の想定

(2) こども家庭センター

令和4年の児童福祉法改正において、母子保健及び児童福祉に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となります。こども家庭センターは以下の役割を担う機関です。

【図表12】 こども家庭センターの役割

機能	内容
一体的支援	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営することにより、必要な支援を、切れ目なく、もれなく提供する
母子保健機能	妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行う
児童福祉機能	子どもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を行う
サポートプランの作成	支援の必要度が高い妊産婦・子ども及びその家庭の課題・ニーズに応えるため、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かして解決のための支援等を検討し、対象者が支援内容を理解した上で円滑な支援を受けられるような「サポートプラン」として作成する
地域資源の開拓	「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する また、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけることなどによって地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する

現在、本市には、子育て世代包括支援センター(はぐくむ)と子ども家庭総合支援拠点(子ども見守り相談センター)が設置されており、今後、こども家庭センターとして一体的に相談支援を行う機関として開設するための準備を進め、令和9年4月までを目標に、求められている一体的組織・機能の実質的な運営開始をめざします。その後、保健センター等に置く拠点が地域における相談支援の最前線としての役割を担いながら、(仮称)こどもセンター・図書館複合施設の完成とともに、こども家庭センターの要となる部分を(仮称)こどもセンターの一機能として移転し、児童相談所や教育センター、配偶者暴力相談支援センター(DV相談室)を含めた相談支援体制を構築していきます。

(3) 配偶者暴力相談支援センター・教育センター

① 配偶者暴力相談支援センター(DV相談室)

配偶者暴力相談支援センター(以下、「DV相談室」という。)は、DV被害者の保護を図ることを目的として、相談や相談機関の紹介等、被害者が安心して生活できるようにするための支援を行う機能です。

DV被害者の約半数は、18歳未満の子どもがいることから、子どもの権利を尊重しながら、DV被害者

に寄り添った相談支援を行っていくことができるよう、DV相談室を(仮称)こどもセンターに併設し、児童相談所やこども家庭センターとの連携強化を図ります。

② 教育センター

教育センターは、子どもの養育や教育、発達及び不登校支援等を行う相談支援と、教職員研修や教育に関する調査・研究等を行う機関です。

(仮称)こどもセンターの設置に伴い、児童相談所とこども家庭センターが同一施設に集約されることから、教育センターの相談部門も同施設に機能の一部を併設することで、相互に必要な相談支援につなぎ、連携して子どもをサポートできる体制をつくります。

(4) 子どもの居場所機能

ヤングケアラーや虐待などの困難な状況にある子どもなど、孤立しがちであったり、生きづらさを感じたりしている子どもが安心して過ごせる居場所として、「子どもの居場所機能」を設置します。

ゆっくりリラックスできる時間を提供し、利用する子どもの希望に応じて、スタッフとの対話、子ども同士の交流や、文化や芸術に触れたり、学習や子ども主体の活動をサポートしたりする等、子どもを中心とした様々な体験や人とのふれあいができ、未来へ向かう準備の時間を持てる場所となることをめざし、NPO法人等への委託や大学生ボランティアの協力など、地域の様々な協力を得ながら運営することを想定しています。

(5) 子育て支援広場

子育て中の親子が気軽に遊びに立ち寄ることができる遊び場があり、スタッフの見守りのなか安心してゆっくり過ごせ、他の親子と交流し悩みを共有できる場所を設置します。また子育て相談が気軽にでき、必要があればいつでも専門的な相談支援につなぐことができます。子どもたちにとっては、安心してのびのび遊ぶことで家庭だけではできない経験をする場所でもあります。子育てに関する講習会やプログラムなど学びの機会や保護者のリフレッシュを目的とした一時預かり、図書館などの施設利用者のための一時預かりも実施します。相談機能併設である強みを生かし、スタッフ間の協力によって配慮がいる子どももそのほかの子どももまじりあって楽しく過ごせる工夫をします。

図書館を訪れた親子が気軽に利用できるよう、行き来のしやすい場所に配置するなどの配慮をします。

(6) 多目的広場

子どもをキーワードとした様々な活動(モノ・コト・人・居場所を含む)と出会う、自分に合った活動とつながるきっかけができる場所として様々なイベントを展開し、子どもの権利を尊重・実現し、みんなで子どもたちを育むまちづくりの展開の拠点とします。

また、図書館をはじめ施設内の各機関主催イベントや合同イベント、市主催関連イベントの実施場所として子どもをキーワードとした当施設全体の顔になる場所をめざします。

子どもと家庭を支えるネットワークのハブ拠点機能の実現に向けては、情報集約と発信、入れ替わり催される様々な活動イベントにより、子どもや保護者が市域で展開されている子ども支援、子育て支援の様々な活動と出会える場所とします。具体的には次のようなことができる場所を想定しています。

- ・ 子どもが様々なモノ・コト・人と出会い、知らないことに触れ、体験する（文化・科学・工芸・音楽、体を動かす、色々な大人、若者、高齢者や障害のある人など）
- ・ 子育ての困りごとなどに寄り添った交流やヒントを得る
- ・ 子どもたち自身、多世代、グループ、大学、法人など様々な活動主体がみんな子どもたちを育むまちづくりに参加 など

(7) カフェコーナー

施設利用者が休憩、飲食、読書することなどができ、施設の居心地を高める効果を持つ場所として、エントランスや図書館などと一体的な空間に配置し、テーブル・椅子等を設置します。また、簡易な調理設備やカウンター等を設け、軽食の提供も可能な設えとします。

4. (仮称) こどもセンターの施設整備計画

(1) (仮称) こどもセンターの施設整備方針

(仮称)こどもセンターの施設整備方針は以下のとおりです。

施設のあらゆる空間において「子どもの権利を尊重」することを基本コンセプトとしたうえで、入りやすい、相談しやすい開かれた施設としての特徴と、相談者等のプライバシーを守ることのできる相談しやすい安全・安心な施設としての特徴を兼ね備えた空間とすることをめざし、以下のコンセプトに基づき施設整備を進めます。

【図表13】(仮称)こどもセンターの施設整備方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 誰もが安心して気軽に訪問しやすい空間● 利用者のプライバシー保護に配慮した空間● 子どもをキーワードに幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる空間 |
|---|

また、施設整備にあたっては以下の事項に配慮します。

■配慮すべき事項(i)

- 一時保護児童の安全とプライバシー保護を最優先事項とすること
- 支援を必要とする子どもや保護者がストレスなく相談窓口にアクセスできること

幅広い子育て世代や市民が気軽に利用する場所と、利用者からのニーズに基づく支援を行う機関、場合によっては強い権限を行使する機関が同じ施設内に所在することになることから、必要に応じてゾーンを明確に分けるなど各セクションの配置について十分な考慮を行うことと、一時保護所への動線、相談窓口アクセスする動線、広く子どもや子育て世代、市民が利用する動線が交わらないように工夫などの配慮が不可欠です。

■配慮すべき事項(ii)

- 障害など多様な特性を持つ子どもや大人が、不安やストレスなく過ごせる配慮(バリアフリーとユニバーサルデザイン)
- 働く職員の業務の効率化や業務量の縮減につながったり、ストレス過多にならないような動線や空間、設備の工夫

(2) 相談支援エリア(相談機能)、居場所・ふれあいエリアの整備方針

① 諸室構成と施設整備計画

本エリアの諸室は、相談室やプレイルーム等で構成する「相談支援エリア(相談機能)」、子どもの居場所機能や教室等で構成する「居場所・ふれあいエリア」、職員の執務室や会議室等で構成する「職員エリア」で構成します。

i. 相談支援エリア(相談機能)

- ・ 児童相談所をはじめ、(仮称)こどもセンターに設置する各機能における相談や面接、心理検査等を実施するエリアです。
- ・ 来所者のプライバシーや情報セキュリティの観点から、自由に入ることはできない設えとし、受付後に職員が相談室等まで案内します。
- ・ 相談や検査等に支障がないよう、各諸室の音漏れ防止に配慮します。
- ・ 来所者が安心感を抱けるよう、内部の色彩、素材、形状等に配慮します。

【図表14】 相談支援エリアの主な諸室

受付	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等の来所者用の受付です。 ・事務室の一画に設け、職員がすぐに対応できるようにします。
待合	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等の来所者用の待合スペースです。 ・受付横に設けます。 ・来所者のプライバシーが確保されるよう、来所者同士が顔をあわせることのないような設え、備品の設置などを検討します。
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室は4人定員(18室以上)と、8人定員(4室)を設けます。 ・相談室での会話が廊下や隣接諸室に聞こえないような設えとします。 ・相談室は、検査室、観察室、親子訓練室等、目的に応じた多様な使い方ができるように、必要な設備・備品などを設置します。 ・リモートでの相談、面接も行えるよう、環境を整えます。
プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの行動観察を行ったり、保護者の子育て支援を行うための子どもの遊びの諸室です。 ・1室30㎡程度のプレイルームを5室程度設けます。 ・マットやトランポリン等、目的に応じた遊びができるような設備を設置します。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察、医学的検査等を行う諸室です。 ・診察台や薬の保管棚等の必要な設備を設置します。

ii. 居場所・ふれあいエリア

- ・ 相談部門が関わった子どもや保護者が、プログラムに参加したり、来所者同士で交流したり、遊びや活動をしたりすることができるエリアです。
- ・ 「居場所・ふれあいエリア」は、利用者がアクセスしやすい(仮称)こどもセンターエントランス付近に設けるとともに、参加者からの相談を受けたり、相談から子どもの居場所機能や教室の利用につなげる等、相互に利用できるよう、「相談支援エリア」と行き来できるようにします。

【図表15】 居場所・ふれあいエリアの主な諸室

子どもの居場所機能	<ul style="list-style-type: none"> ・主に困難な状況にある小学校高学年から中高生が気軽に訪れることができる諸室です。 ・相談支援エリアを通らずにアクセスできる動線を確保します。
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが思い思いの活動ができるよう、また多様な体験や遊びができるような空間づくりに配慮します。 ・60㎡程度の広さを想定しています。
教室	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者を対象とした、プログラムを実施する諸室です。 ・相談支援エリアを通らずにアクセスできる動線を確保します。 ・50㎡程度の広さを想定していますが、ニーズに応じた様々な使い方ができるように、2室に分けても利用できる設えとします。
キッズスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等で来所した親子が待ち時間に利用できるスペースです。 ・諸室ではなく、居場所・ふれあいエリアの一画にオープンスペースとして設けます。 ・待合の近くに配置します。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室を設置します。 ・相談支援エリアの利用者も利用しやすい場所とします。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・来所者用のトイレを男女別に設けます。 ・また、多機能トイレを設け、おむつ交換台を設置します。 ・相談支援エリアの利用者も利用しやすい場所とします。

iii. 職員エリア

- ・ 児童相談所、こども家庭センター、DV相談室、教育センターの職員が利用するエリアです。
- ・ 個人情報等を多く取り扱うため、職員エリアには一般の方が立ち入れないようなゾーニング、動線設定を行います。

【図表16】職員エリアの主な諸室

執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の相談部門、こども家庭センター、DV相談室、教育センターの職員用の執務スペースです。 ・職員200名程度の利用を想定した広さを確保します。 ・フリーアドレスの導入等により、子どものケア向上及び業務の効率化につながる執務環境を確保します。 ・機能毎に諸室を分けず、執務室内で各機能のゾーンを設定することにより、機能間の情報共有や連携がスムーズに行えるようにします。 ・執務室内にはミーティングスペースを設け、簡易なカンファレンスや打ち合わせ等が行えるようにします。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が行う各種会議や要保護児童対策地域協議会、職員研修等で使用する会議室です。 ・20㎡程度と30㎡程度の諸室を各々複数設けます。 ・大人数での使用もできるように、一部の会議室は一体で利用できるような設えとします。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用のロッカー等を備えた男女別の更衣室を設けるほか、休憩や食事の

休憩室	ための休憩室を設けます。
宿直室	・職員が横になることができる宿直室を男女別に設け、休養室としても利用します。
トイレ	・職員用トイレを設置します。

② 機能配置

エントランスに近いところに「居場所・ふれあいエリア」を設け、「相談支援エリア」は、落ち着いて相談や面接、検査等ができるよう、「音」に配慮した静かな場所に配置します。

また、職員エリアは、両エリアとの行き来に配慮するとともに、職員エリア全体のセキュリティに配慮した諸室配置、動線、設備等を設置します。

(3) つながりエリアの整備方針

① 諸室構成と施設整備計画

つながりエリアには、(仮称)こどもセンターの一部として、子どもと家庭を支える居場所、交流、体験のための空間を整備し、子育て中の親子などが気軽に訪れることのできる子育て支援広場、子どもの主体的な活動をはじめ、みんなで子どもたちを育むまちづくりの拠点となる多目的広場を設置します。

必要に応じ相談機能へつなぐことで相談しやすい環境づくりの役割を発揮すること、相談中の子どもや保護者が安心して利用することができる場所とすることなど、相談支援エリアとの双方向連携により両方の効果を高めるエリアとします。また、めざすまちの姿である「みんなで子どもたちを育むまち」の実現に向けて、様々な世代の市民や様々な主体が活動を展開し、まちづくりに参加する場をめざします。

さらに、図書館機能との双方向利用を図り、当施設内の様々な機能同士のつながりによる相乗効果を表現するエリアとします。

【図表17】 つながりエリアの主な諸室

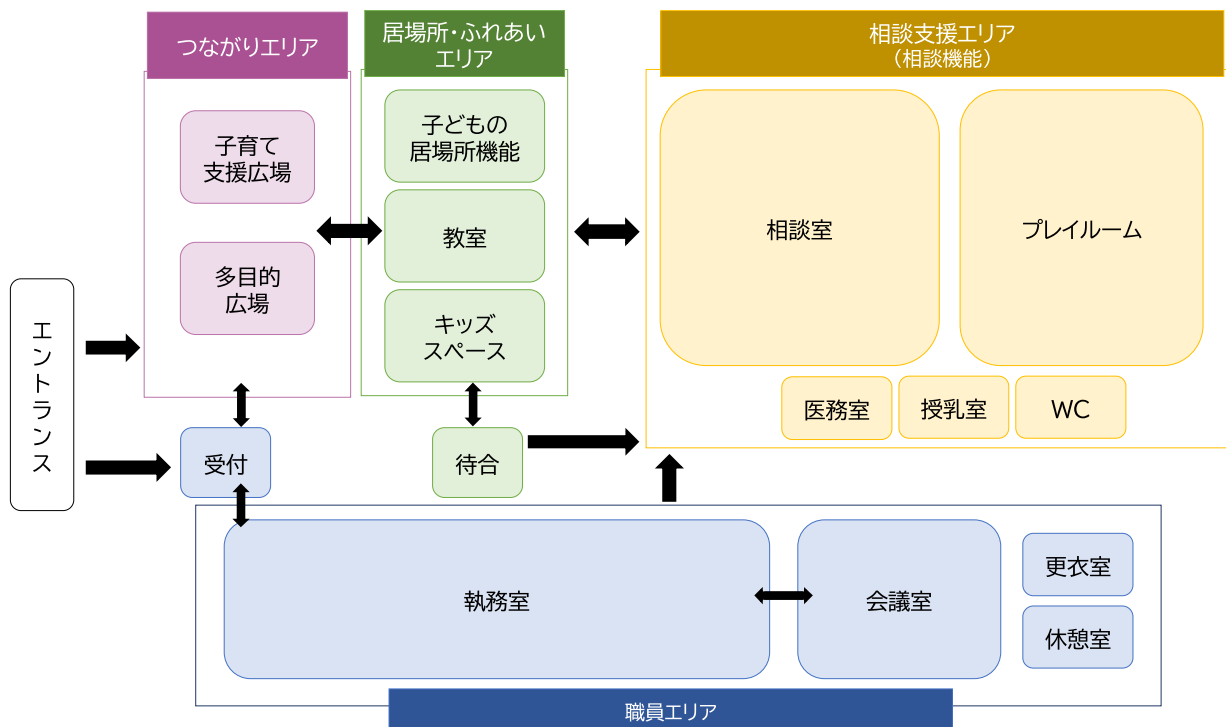
子育て支援広場	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び場(自由来館スペース) 子育て中の親子などが気軽に訪れ、遊びや保護者同士の交流を通して、子どもは楽しい体験をし、保護者は子育てのヒントを得たり、悩みを共有し、ほっとできる場所。諸室ではなくオープンスペースとして設け、図書館と相互に簡単に行き来できるよう、図書館に接する位置に配置します。 ・地域交流スペース 小規模な子育て講習会、赤ちゃんプログラムなどができるスペースです。 ・子どもの一時預かりスペース 保護者の休息や用事のための時間を確保するための預かりや、当施設の利用のために子どもを一時的に預かるスペースです。 ・オープンエリア ・授乳室 ・幼児用トイレ
---------	---

	・スタッフルーム
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの主体的な活動をはじめ、様々な活動が展開できるよう、幅広い用途に使える工夫を施した多目的室です。 ・実施する活動に応じ一体的にも3室程度に分けても利用でき、外部から活動の雰囲気を感じられる設定にも、プライバシーに配慮した設定にもできる仕様とします。 ・用具倉庫、スタッフスペースを設置します。 ・外部からは、誰でもアクセスしやすい位置に配置します。
授乳室	・授乳室を設置します。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別のトイレを設置します。 ・多機能トイレを設け、おむつ交換台を設置します。

② 機能配置

つながりエリアは、誰でも来訪しやすい位置に置き、相談支援エリア、居場所・ふれあいエリアへの来所者のプライバシー保護に配慮して動線を工夫するとともに、防音等の措置を講じることで、相談支援等に影響が生じないようにします。

【図表18】(仮称)こどもセンターの機能配置(一時保護所を除く)



(4) 相談支援エリア（一時保護所）の整備方針

① 諸室構成と施設整備計画

一時保護所は、子どもたちの住まいの場である「居住エリア」と学習や運動等を行う「日中活動エリア」、面接室や医務室、厨房や倉庫等の「管理エリア」の3つで構成します。

また、子どもたちの生活の場として心ざわしい環境となるよう、施設全体が木のぬくもりを感じられ、自然光を採り入れる等、明るい空間づくりを行います。

【図表19】一時保護所運営方針の基本的な視点(案)
(社会福祉審議会部会 令和5年度まとめより)

①子どもたちの安全の確保と安心の提供
②子どもたちの個々の事情・状況に応じたこども主体の支援
③できる限り地域での生活と同じ生活を保障
④子どもの権利の尊重のための具体的な取組みの積極的な推進
⑤子どもが癒しを得られ、育ちにつながる場所

i. 居住エリア

- 子どもが生活する居室、リビング、浴室、トイレ等で構成するエリアです。
- 学齢児は男女別のユニット型とし、1ユニット7名とします。男子2ユニット、女子2ユニットは、一体的な運用ができるような配置、設えを検討します。また、男女のユニット間に居室を設けてユニットの区切りを移動させることで男女の人数調整が行えるよう工夫します。
- 学齢児については、集団での生活が難しい子ども用のエリアとして、個別対応のユニットをつくり、男女各3室、浴室、トイレを設置します。
- 幼児は、6名定員のユニットとします。
- 居住エリア内に職員の執務室を置き、子どもの様子を確認したり、子どもが職員に話しかけやすい環境をつくりま。

【図表20】居住エリアの主な諸室

学齢児ユニット	
居室	<ul style="list-style-type: none"> 個室とし、1室10㎡以上とします。 居室内には、ベッド、学習机を置くとともに、私物等を収納できる棚を設置します。 きょうだいでの利用を想定し、各ユニットの2室は一体的に使用できるような設えとします。
リビング	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動の時間以外で、子どもたちがくつろぐスペースです。 ソファやダイニングテーブル、テレビを設置するとともに、漫画や玩具等を収納するための棚を設置します。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットに2つの浴室を設けます。 各浴室を同時利用できるように、各々に脱衣室を設けます。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットに2つのトイレを設けます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは全て個室とし、廊下等から直接個室に出入りできる仕様とします。 ・全て洋式トイレとします。 ・上記とは別に、職員も利用できる多機能トイレを設けます。
衣類保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・保護所で貸与する衣類の保管庫です。 ・子どもたちが自ら選択できるよう、ユニット内に設置します。
執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内に、職員の執務室を設置します。 ・子どもが執務室内の職員に声をかけられるよう、また執務室内からも職員が子どもの様子を確認しやすいよう、執務室の場所や視認性の確保等の工夫をします。 ・執務室は、各ユニットの担当職員同士がコミュニケーションをとりやすいよう、できるだけ少ない室数となるようレイアウト等を工夫します。 ・執務室内では記録等の個人情報を多く扱うため、職員不在時に施錠できるようにします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内に、歯磨き等を行うための手洗いを設置します。 ・各ユニットに1台の洗濯機を設置します。洗濯機は脱衣室等に設置し、未使用時に施錠できるようにします
学齡児 個別対応ユニット	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室とし、1室10㎡以上とします。 ・居室内には、ベッド、学習机を置くとともに、私物等を収納できる棚を設置します。 ・男女各3室を想定し、男女間の行き来ができない構造とします。(浴室、トイレも、男女別の各エリアに設置します。)
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ずつ入浴できる浴室を男女エリアにそれぞれ設けます。 ・脱衣室は各々の浴室に設けます。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを男女エリアに各1か所設けます。 ・トイレは全て個室とし、廊下等から直接個室に出入りできる仕様とします。 ・全て洋式トイレとします。
執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室から個別対応室が確認できるレイアウト、仕様とします。 ・執務室は机や必要な備品を設置できるよう、十分な面積を確保します。 ・執務室内では記録等の個人情報を多く扱うため、職員不在時に施錠できるようにします。
幼児ユニット	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・主に幼児が就寝時に利用する諸室で、和室とします。 ・1室18㎡以上とし、連続する2室とします。 ・2室は一体的に使用できるような設えとします。
リビング	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが遊んだり、食事をしたりするスペースです。 ・フローリングとし、幼児用の机・椅子、テレビを設置するとともに、絵本や玩具

	等を収納するための棚を設置します。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室を1室設けます。 ・浴室には脱衣室を設けます。 ・浴室はトイレに近い場所に配置します。
トイレ	・トイレスペースを設け、個別ブース化等によりプライバシーを確保し、幼児用大便器を3つ設置します。
テラス	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児専用で利用できるテラスを設けます。 ・テラスはユニットに隣接させ、幼児ユニットから直接出入りができるよう工夫します。 ・転落防止措置を講じるとともに、外部からの視線が届かないよう配慮します。
執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児ユニットの担当職員用の執務室を設置します。 ・執務室内では記録等の個人情報も多く扱うため、職員不在時に施錠できるようにします。 ・執務室は机や必要な備品を設置できるよう、10㎡程度の面積を確保します。
その他	・ユニット内に1台の洗濯機を設置します。洗濯機は脱衣室等に設置し、未使用時に施錠できるようにします

ii. 日中活動エリア

- ・子どもたちが、日中の時間に学習や運動、食事をしたりするエリアです。
- ・学習室、食堂、体育館を設置しますが、各々の主目的以外での利用も想定し、必要な設備等を設けます。
- ・廊下等の一部に小さなスペースを設ける等、子どもたちが多様な過ごし方ができるよう工夫します。

【図表21】日中活動エリアの主な諸室

食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・30人の学齢児と職員数名が一堂に会して食事ができる広さを確保します。 ・食堂内に手洗いを設けます。 ・床は掃除がしやすい材質とします。 ・厨房に隣接させ、配膳・下膳がしやすいつくりにするるとともに、子どもと調理員とが直接コミュニケーションをとれるような設えとします。
学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・2室設け、各々15名の学習用の机・椅子を設置して使用できる広さを確保します。 ・スクール形式での授業ができるよう、各室にホワイトボード等を設置します。 ・動画コンテンツ視聴やオンライン授業、タブレット学習ができるよう、Wi-Fi環境等をはじめとする必要な設備を設置します。 <p>(Wi-Fi 環境については、学習室を含め施設全体で必要な箇所への整備を検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別学習が可能なブースを設けます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2室を一体的に利用できるよう、2室を隣接させるとともに、間仕切りは可動式とします。 ・学習室内または学習室に近接した、教材の保管スペースを設けます。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・300㎡以上の体育館を設けます。 ・ミニバスケットやバドミントンができる広さ・高さ・形状とします。 ・体育館内には、体育館で使用する遊具等を収納する倉庫を設置します。 ・映画鑑賞等も行えるよう、スクリーン及び音響設備を設置します。 ・体育館の入口ならびに倉庫は施錠できるようにします。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・個室のトイレを5つ設けます。 ・廊下等から直接個室に出入りできる仕様とします。 ・全て洋式トイレとします。

iii. 管理エリア

- ・ 執務室等の職員が利用する諸室の他、外部委託業者が利用する諸室や、職員と子どもと一緒に利用する諸室を配置するエリアです。
- ・ 管理エリアは、外部動線につながるエリアとなるため、子どもの入所時の動線、入所中の子どもの使用する諸室、外部委託業者の使用する諸室と搬入等の動線など、子どもの安全に配慮した諸室配置及び動線計画とします。

【図表22】管理エリアの主な諸室

執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室は、職員40名程度が同時に業務することを想定した広さを確保します。 ・フリーアドレスの導入等により、子どものケア向上及び業務の効率化につながる執務環境を確保します。 ・執務室は、外部から一時保護所への出入りを確認しやすい場所に配置します。 ・外部からの侵入防止等、子どもの安全確保のために設置する監視カメラのモニターやセンサー受信を、執務室内で確認できるようにします。 ・相談部門とコミュニケーションがとりやすくなるよう、互いの執務室を常時つないでおけるカメラ・モニターとマイク・スピーカー等の設備を設置します。 ・執務室内では記録等の個人情報をも多く扱うため、職員不在時に施錠できるようにします。
面接室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時のインテーク面接や、入所中の子どもと職員、親等との面接・面会に使用する諸室です。 ・緊急時、執務室にすぐ連絡できるよう、執務室に隣接させ直接行き来ができるようにしたり、連絡するための設備等を設けます。 ・面接室は各ユニットとの位置関係に応じ、必要数を設けます。 ・面接室は、居住エリアや日中活動エリアから、自由にアクセスできない場所に設け、入所時の子どもと、入所中の子どもの動線が重ならないようにします。

	また、入所中の子どもの声が聞こえないよう、場所や諸室の仕様に配慮します。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・薬の保管や、入所中の子どもの診察等を行う諸室です。 ・相談部門の医務室と同様の設えとします。 ・利用時以外は施錠します。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが体調不良になった際などに、集団から離れて過ごすための諸室です。 ・執務室等、職員の目が届きやすい管理エリア内または個別対応ユニット内に1か所設けます。 ・感染症罹患時の使用を想定し、トイレ・シャワーを設けます。 ・子どもの安全性に配慮し、諸室内の壁はクッション性の高いものとしします。
所持品保管室	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時に預かった子どもの所持品を保管する諸室です。 ・40名分を個別に保管できる収納場所を設置します。 ・常時施錠して使用します。
職員用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別のトイレを設けます。 ・来所者の利用も想定し、執務室内ではなく、廊下から出入りできる設えとします。
更衣室 休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員60名分のロッカーを備えた男女別の更衣室を設けます。 ・休憩や食事のための休憩室を設けます。
厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂に隣接して設置します。 ・40人分の調理が可能な広さ、厨房設備を設置します。 ・厨房を含む調理員用のエリアには、調理員用の更衣室・休憩室・トイレ等の必要な諸室・設備を設置します。 ・食材等の搬出入の動線は、子どもの活動エリアや動線を考慮し、重ならないように配慮します。
リネン庫	<ul style="list-style-type: none"> ・常時50名分のリネンを保管できる広さを確保します。 ・リネンはリースを予定しており、外部委託業者の搬入・搬出を想定して、リネン庫の配置や動線を工夫します。 ・使用済のリネンを未使用のリネンと分離して一時的に保管するスペースを確保します。
洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用の洗濯機、乾燥機を設置します。 ・洗濯は外部業者への一部委託を予定しています。
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所で利用する消耗品や備品などを保管します。 ・消耗品や備品等の使用頻度や使用場所にあわせ、居住エリアや日中活動エリアにも必要な倉庫等の収納スペースを設けます。

② 機能配置

一時保護所は、専用の外部動線を確保します。外部との出入口には、車寄せのスペースを確保するとと

もに、目隠しを設置する等、プライバシーに配慮した設えとします。

外部からは、専用の外部動線を通り、管理エリアを通過して居住エリアや日中活動エリアに入る動線とします。委託事業者等が使用する諸室は「管理エリア」に集約し、委託事業者等が「居住エリア」「日中活動エリア」への立入が不要となるような配置・動線とします。

入所中の子どもが生活する「居住エリア」と「日中活動エリア」は直接行き来できる動線を確保します。

また、居住エリアのうち、「個別対応ユニット」の施設内での動線は、他のユニットや日中活動エリアの動線と重ならないようにします。

【図表23】一時保護所の機能配置

